当該事業に係る病院又は診療所の管理者に関する医療法施行規則第三十条の十四の規定の適用については、同条の表中

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

とあるのは、

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。）	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

とする。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

中

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。）	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室

とあるのは、

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影を除く。）	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた撮影	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
	適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合

とする。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室
	適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で磁気共鳴画像診断装置使用室において撮影を行う場合

とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。